

結婚新生活を応援します

いすみ市では、少子化対策として結婚新生活を経済的に支援するため、住宅の賃貸・引越し費用について補助します。

対象となる世帯

次の①～③の要件をすべて満たす世帯が対象になります。

- ①令和7年1月1日から令和8年3月31日の間に婚姻届を受理された39歳以下の夫婦
- ②夫婦の双方又はいずれかが住民登録され、住民票に記載されている住所が新居の住所となっている世帯。
- ③夫婦の所得を合わせて500万円未満であること。

＊詳しくは、【裏面】チェックシートでご確認ください。

補助金額

夫婦共に29歳以下の世帯	最大60万円
夫婦共に39歳以下の世帯	最大30万円



対象となる経費

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに要した費用です。

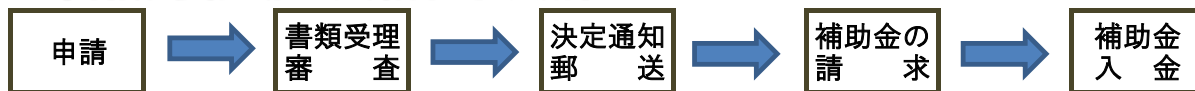
- ・住宅賃貸費用（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料）
- ・引越費用（引越業者又は運送業者への支払いにかかる実費）

申請期間

令和7年4月1日（火） から令和8年3月31日（火）まで

＊ただし、予算額に達した時点で申請の受付を終了します。

申請から補助金受給までの流れ



＊詳しくは市ホームページもしくは下記問合せ先までご連絡ください。



問合せ先

いすみ市役所 子育て支援課 保育班
TEL 0470-60-1120
E-mail : hoiku@city.isumi.lg.jp

いすみ市結婚新生活支援事業 補助対象要件チェックシート

申請前に、下記の補助対象要件を満たしているかご確認ください。

チェック欄	対象要件（下記のすべてに該当していること。）
☐	令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届を受理されている。
☐	婚姻届を受理された日における夫婦の双方が39歳以下である。
☐	夫婦の双方またはいずれかが属する世帯である。
☐	夫婦の前年(1月から7月までに申請する場合は前々年)の所得を合算した額が500万円未満であること。 *貸与型奨学金を返済している場合は、年間返済額を当該年度の所得から控除できます。
☐	補助申請時にいすみ市に居住し住民票の登録があること。
☐	他の公的制度による家賃補助を受けていないこと。
☐	世帯全員が市税等を滞納していないこと。
☐	過去にこの制度に基づく補助を受けたことがないこと。
☐	世帯全員が暴力団員でないこと。

提出書類チェックシート

チェック欄	提出書類（申請時にすべて書類がそろっているかご確認ください。）
☐	いすみ市結婚新生活支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）
☐	婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍謄本
☐	世帯全員の住民票
☐	夫婦の所得証明書
☐	住宅の賃貸借契約書および領収書の写し
☐	住宅手当支給証明書（様式第2号）
☐	世帯全員の市町村民税の未納がないことがわかる書類（納税証明書等）
	【該当する場合】
☐	引越費用に係る領収書の写し
☐	貸与型奨学金の返済額がわかる書類

補助金の算出例

【例】 夫（世帯主30歳、所得280万円）、妻（28歳、所得100万円）

R7年5月1日に婚姻届を提出し受理され、市内の賃貸物件に引越し住民登録をした。

R7年7月に交付申請を提出。

①結婚を機に新たに住宅を賃貸した際の費用

月額50,000円×2か月 共益費3,000円×2か月 敷金・礼金200,000円

勤務先から住宅手当10,000円

$(50,000円 - 10,000円 + 3,000円) \times 2 \text{ か月} + 200,000円 = 286,000円$

②住居への引越費用

引越業者への支払い 40,000円

*①+②=326,000円 この場合の補助金額は、上限の30万円になります。

（夫婦共に29歳以下の場合は、上限60万円となります。）